

北九州市宿泊税に関する調査検討会議

第1回調査検討会議資料

令和元年6月28日(金)

【目次】

1. 本調査検討会議の論点	・・・	3
2. 福岡県及び福岡市が導入を予定 している宿泊税の概要	・・・	9
3. 財政需要について	・・・	16
4. 税以外の適切な手法の検討	・・・	40
5. 課税要件等の検討	・・・	43

1. 本調査検討会議の論点

1. 本調査検討会議の論点

- 福岡県では、福岡市を除く福岡県全域(北九州市を含む)において、観光振興の財源とするため、県税として宿泊者に対し、一律200円の宿泊税(市町村交付分100円、県主体事業分100円)を課する条例案が県議会に提出されている。
- 一方、福岡市域では、福岡県、福岡市の役割分担を調整した結果、双方の合計税額を原則200円とし、福岡県が50円、福岡市が150円を課する条例案が市議会に提出されている。
- については、福岡市と同様のゲートウェイ機能を有する政令市である本市においても、独自の課税について検討する。
- なお、検討にあたっては、平15・11・11 総税企第179号総務省自治税務局長通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」を参考に行うものとする。

1. 本調査検討会議の論点

(1)総務省「法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準」

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

1. 本調査検討会議の論点

(2)総務省「法定外税の検討に際しての留意事項」

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、③法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるが、②税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、③その税収入を確保できる税源があること①その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、③徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、③原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

1. 本調査検討会議の論点

(3)本検討会議の論点

本検討会議では、地方分権推進の一環として法定外税制度が改正された趣旨を踏まえ、また、総務省自治税務局長通知の内容を十分考慮した上で、下表に示す論点を主に検討すべきと考えられる。

主な論点	検討すべき内容
①税収入を必要とする財政需要があるか	観光振興の現状と課題、財政状況を踏まえた上での今後の観光振興に向けた施策の方向性 → 「3. 財政需要について」を参照
②税以外により適切な手段がないか	税以外の手法の整理と妥当性 → 「4. 税以外の適切な手段の検討」を参照
③目的、対象等から見て適当な税、期間であるか 税収入を確保できる財源があるか 徴収方法が適当であるか (課税要件)	・納税義務者、課税標準 ・徴収方法、特別徴収義務者 ・税率、免税点 ・入湯税の制度改正の必要性 ・定期的な税のあり方の検証期間 → 「5. 課税要件等の検討」を参照

1. 本調査検討会議の論点

(4) 法定外税の新設等の手続き(総務省HPより)

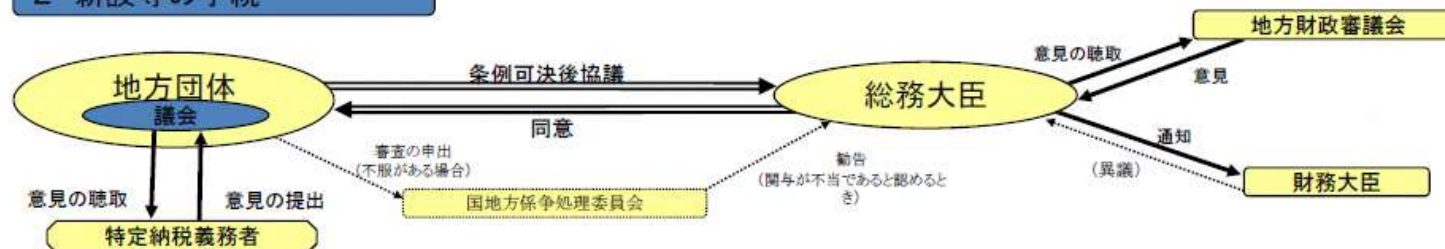
現行制度の概要

1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続きが不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会での納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

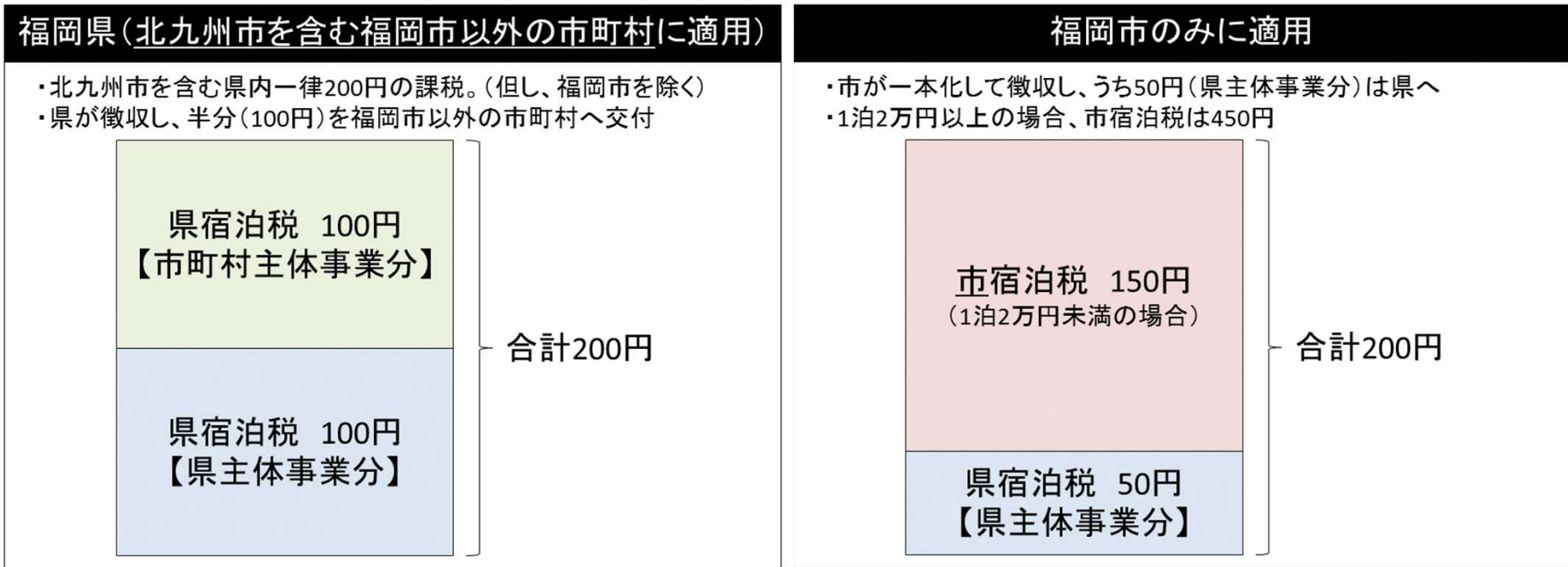
課税団体	福岡県	福岡市
課税客体	福岡県内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる <u>宿泊行為</u> ・旅館業法に規定する旅館業 ・ <u>国家戦略特別区域法に規定する認定事業</u> ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業	福岡市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる <u>宿泊行為</u> ・旅館業 ・住宅宿泊事業
納税義務者	上記施設への <u>宿泊者</u>	同左
課税標準	上記施設への <u>宿泊数</u>	同左
徴収方法	・特別徴収(宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。)	同左
特別徴収義務者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
税率	・ <u>1人1泊につき200円</u> ※必要な財源規模の確保や先行自治体と比較して過重な負担でないことから設定 ※宿泊に対して税を課す市町村の区域内にある宿泊施設は、1人1泊につき100円 ※福岡市域内の宿泊施設は、1人1泊につき50円	・ <u>1人1泊につき宿泊料金が、①2万円未満:150円、②2万円以上:450円</u> ※必要な財源規模の確保や、宿泊料金の多寡を反映できる仕組み。さらに、京都市及び金沢市の税率を踏まえて設定
免税点	なし	なし
課税免除	なし	・なし
課税期間	条例施行後3年・その後は5年を目途に見直しを行う規定有	福岡県に同じ
入湯税	<u>なし</u>	<u>宿泊1人1泊あたり150円⇒50円</u>

※赤字下線部分は、福岡県と福岡市で異なる点を示す。

※特別徴収義務者の欄は、条例の規定をそのまま記載しているため内容が異なっているが、実際の特別徴収義務者はほぼ同様である。

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

福岡県と福岡市の制度で異なる「税率」に着目すると、下図のような違いが見られる。



※福岡県は条例可決前、福岡市は総務省同意前の内容である。

仮に、北九州市において福岡市同様の制度を導入した場合、以下のようなメリット、デメリットが考えられる。

メリット

- ◆福岡県からの交付金より多くの税収が見込める
- ◆県よりも市の方が身近であるため、特別徴収義務者等の市民の意見を観光施策に反映しやすい
- ◆税収の用途や効果について、市議会のチェック機能が働く
- ◆高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対して応分の負担を求めることができるようになる など

デメリット

- ◆独自課税に伴う徴税費用が発生する
- ◆宿泊料金により税額が異なる仕組にした場合、特別徴収義務者の事務負担が増加する
- ◆市税と県税が混在することについて、事業者から宿泊者(納税義務者)に対し、丁寧に説明する必要性が生まれる など

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

○福岡県が取り組む必要がある観光振興施策(概要イメージ)

【福岡県が主体となって取り組むべき施策(主なもの)】	【市町村が主体となって取り組むべき施策(主なもの)】
<p data-bbox="212 438 616 478"><観光資源の魅力向上></p> <ul data-bbox="212 486 1086 614" style="list-style-type: none">○市町村や民間事業者と連携して取り組む観光地づくり○広域サイクリングルートの路面標示等の新規整備○体験型観光プログラムの造成・販売支援 <p data-bbox="212 662 548 702"><受入環境の充実></p> <ul data-bbox="212 710 1086 933" style="list-style-type: none">○空港の観光案内所の整備・運営支援○宿泊施設の洋式化、バリアフリー化等の施設改修費支援○多言語コールセンターによる災害時等における外国人旅行者への情報提供 <p data-bbox="212 981 582 1021"><効果的な情報発信></p> <ul data-bbox="212 1029 1086 1157" style="list-style-type: none">○県内での広域周遊・滞在を促すための宿泊助成○航空会社等と連携した欧米豪からのインバウンド誘客キャンペーン <p data-bbox="212 1204 728 1244"><観光振興に係る体制の強化></p> <ul data-bbox="212 1252 1086 1396" style="list-style-type: none">○ビッグデータを活用したマーケティング○観光地域づくりに係る専門家による研修の開催、DM○設立支援の充実	<p data-bbox="1131 438 1534 478"><観光資源の魅力向上></p> <ul data-bbox="1131 486 2004 614" style="list-style-type: none">○自然、歴史、文化等の観光資源開発に向けた取組への支援○観光の核となる施設整備に対する支援 <p data-bbox="1131 662 1467 702"><受入環境の充実></p> <ul data-bbox="1131 710 2004 837" style="list-style-type: none">○観光地の公衆トイレ、観光案内板、観光案内所整備等への支援○住民生活との調和を図るための施策 <p data-bbox="1131 885 1489 925"><効果的な情報発信></p> <ul data-bbox="1131 933 2004 973" style="list-style-type: none">○国内外からの誘客に向けたプロモーションへの支援 <p data-bbox="1131 1021 1646 1061"><観光振興に係る体制の強化></p> <ul data-bbox="1131 1069 2004 1109" style="list-style-type: none">○観光協会の体制強化に向けた取組への支援

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

○福岡市が宿泊税を財源とする取組

5 今後必要となる観光振興策と事業規模

- (1) 九州のゲートウェイ都市機能強化に向けた取り組み：1,721 百万円
(観光客、MICE・ビジネス客、市民・市内事業者向け)

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費 (百万円)
MICEの振興	MICE施設の充実 (拡充)	MICE施設の利便性・快適性の向上や機能強化	700
MICEの振興	MICE誘致の強化 (拡充)	質の高いMICE誘致、推進体制の強化	170
観光資源の魅力の増進等	観光拠点の形成 (新規)	エリア観光の回遊拠点の形成	200
受入環境の整備	観光バス駐車場、乗降場の整備 (拡充)	九州各地へのアクセス強化のための整備	92
受入環境の整備	Fukuoka City Wi-Fi の利便性向上 (拡充)	高速化とスポット拡充	424
受入環境の整備	観光案内所の充実 (拡充)	既存施設の機能強化や新規設置	100
受入環境の整備	九州回遊ルート形成のための デジタルマーケティング (新規)	ビッグデータ等を活用した 動向調査・分析	25
観光資源の魅力の増進等	フライ&クルーズの推進 (新規)	前泊、後泊を伴う博多港を 発着するクルーズの推進	10

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

○福岡市が宿泊税を財源とする取組

(2) 大型 MICE 等の集客拡大に対応するための取り組み：1,237 百万円
 (観光客、MICE・ビジネス客向け、市民・事業者向け)

条例における施項目	事業例	概要	平年の事業費 (百万円)
MICEの振興	大規模MICE受入準備 (拡充)	キャッシュレスの推進など 地域の受入体制の強化	100
MICEの振興	ユニークバニエーの開発 (拡充)	水辺や歴史文化施設を活用 したユニークバニエー開発	50
受入環境の整備	来訪者にもやさしい観光づくり (新規)	MICE施設や観光施設での ユニバーサル対応	247
観光資源の魅力の増進等	MICE開催おもてなし事業 (拡充)	ミストによる着せ替えや 花を用いた歓迎	119
受入環境の整備	観光案内サイン等充実強化 (拡充)	デジタルサイネージの設置 やIoTを活用した案内強化	340
受入環境の整備	観光地等の公衆トイレの整備 (新規)	トイレの洋式化や バリアフリー対応	114
受入環境の整備	災害時の外国人観光客対応 (新規)	災害発生時に必要な情報を 入手できる環境整備等	11
観光資源の魅力の増進等	都市の魅力的なコンテンツづくり (拡充)	夜の魅力づくり、エンタメ の魅力向上等	256

※「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」より抜粋

2. 福岡県及び福岡市が導入を予定している宿泊税の概要

○福岡市が宿泊税を財源とする取組

(3) 観光産業や市民生活へ着目した取り組み：544 百万円
(市民・市内事業者向け)

条例における施策項目	事業例	概要	平年の事業費 (百万円)
観光産業の振興	宿泊施設のおもてなし環境づくり支援 (新規)	宿泊施設におけるトイレの洋式化や案内表示の多言語化の補助	50
観光産業の振興	宿泊施設の経営強化・魅力発信支援 (新規)	経営強化のためのセミナー実施やPRの支援	43
観光産業の振興	特別徴収義務者への事務費支援 (新規)	特別徴収義務者への支援	70
観光産業の振興	観光事業者のインバウンド対応促進 (新規)	多言語対応支援やビジネスマッチング	40
持続可能な観光振興	マナー啓発事業 (拡充)	映像やパンフレットによるマナー啓発	54
持続可能な観光振興	民泊を含む宿泊施設等の指導強化 (拡充)	環境衛生監視員の増員	147
	宿泊税導入に係る経費	徴収費用等	140
5 (1)～(3) 事業費合計			3,502

※ 個別事業費や総額については、今後、必要な行政需要があることを示すために試算したものである。

よって、宿泊税を財源とした具体的な事業については、今後決定される課税要件と税収見込みに応じて、事業実施年度の予算編成時に検討していくこととなる。

※「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」より抜粋

3. 財政需要について

3. 財政需要について

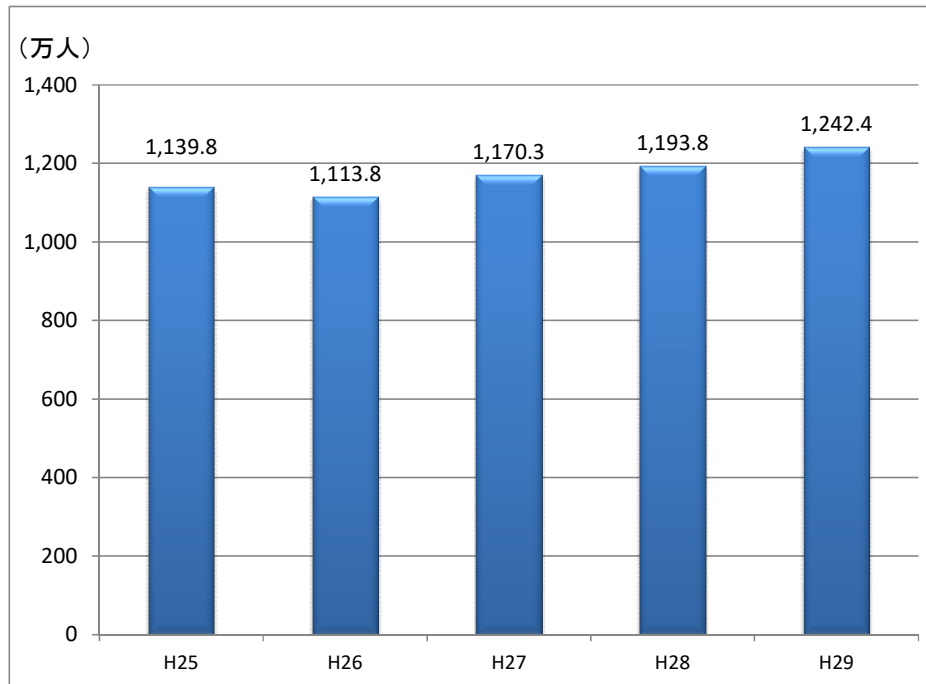
(1)北九州市の観光振興の現状と課題

①観光客数の推移(全体、外国人観光客)(1/2)

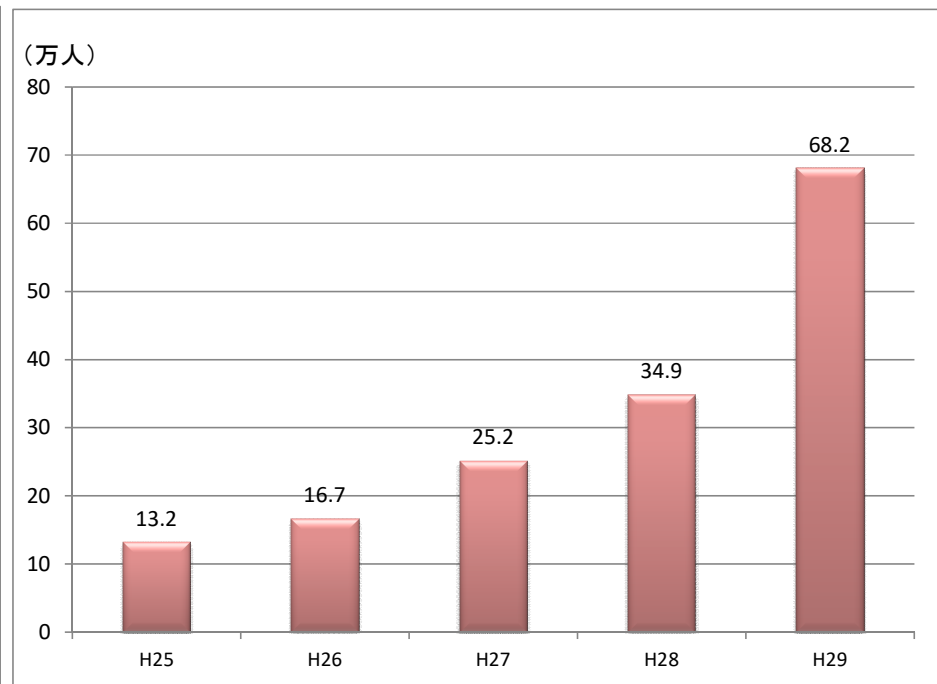
現状と課題

- 北九州市を訪れる観光客数は増加傾向にあり、平成29年には1,200万人を突破した。
- 特に外国人観光客の伸びが著しく、平成29年は平成25年の約5.2倍となっている。これは、日本全体(1,036万人→2,869万人・約2.8倍)、九州全体(167万人→494万人・約4.9倍)を上回っており、今後さらなる増加が見込まれる。(参考:JNTO月別・年別統計データ)

観光客数(実数)の推移



外国人観光客数の推移



資料:北九州市観光動態調査結果

3. 財政需要について

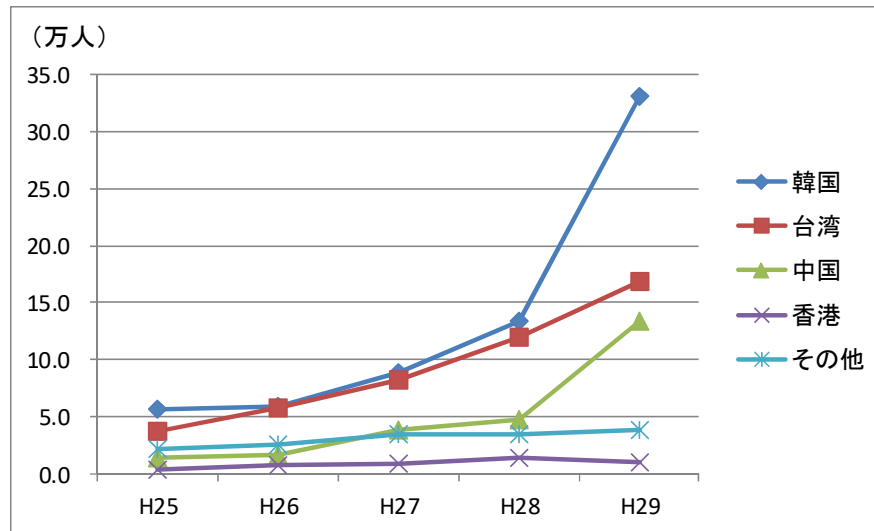
(1)北九州市の観光振興の現状と課題

①観光客数の推移(全体、外国人観光客)(2/2)

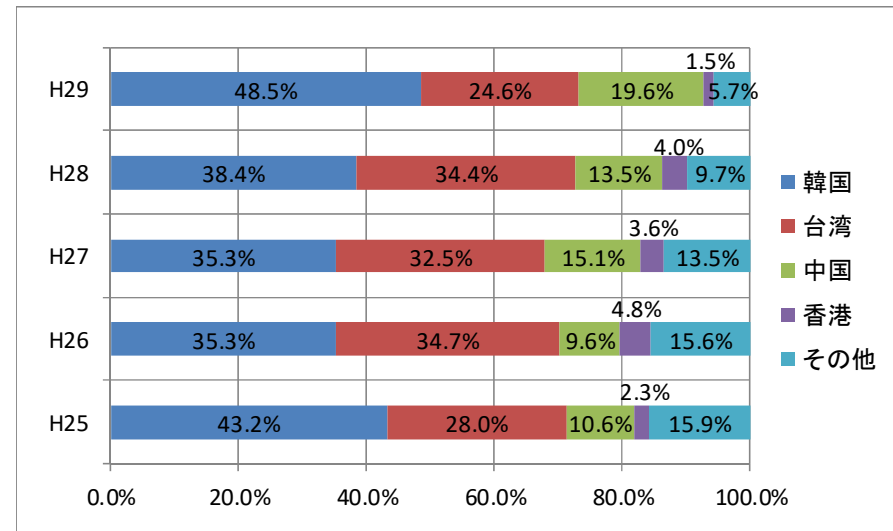
現状と課題

- 国籍別外国人観光客数を見ると、韓国が最も多く、次いで台湾、中国となっている。特に、中国は国際定期便が復活した平成28年以降の伸びが目立ち、直行便就航の効果が表れている。
- このため、直行便のない香港、その他の国籍において、観光客数は横ばいとなっており、今後さらにインバウンド需要を伸ばすためには、東アジアなど就航路線(都市)数を増やしていく必要がある。
- 今後、オリンピック・パラリンピックや大阪万博など世界的なイベントが控えており、外国人観光客の受け皿となる観光施策の充実、強化は喫緊の課題である。

国籍別外国人観光客数の推移



国籍別割合の推移



資料:北九州市観光課「平成29年次外国人観光客数について」

3. 財政需要について

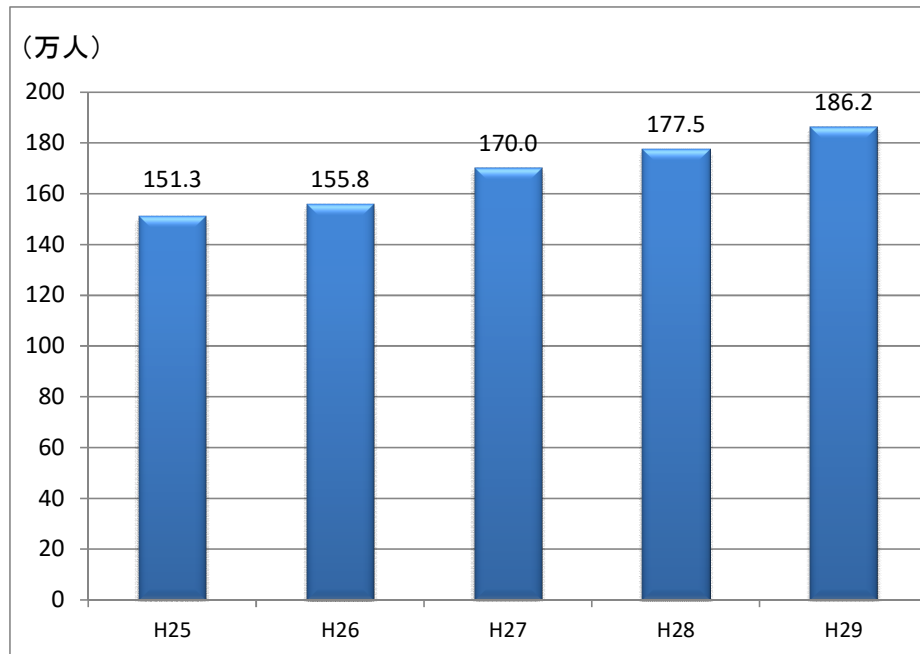
(1)北九州市の観光振興の現状と課題

②宿泊客数の推移(全体、外国人)

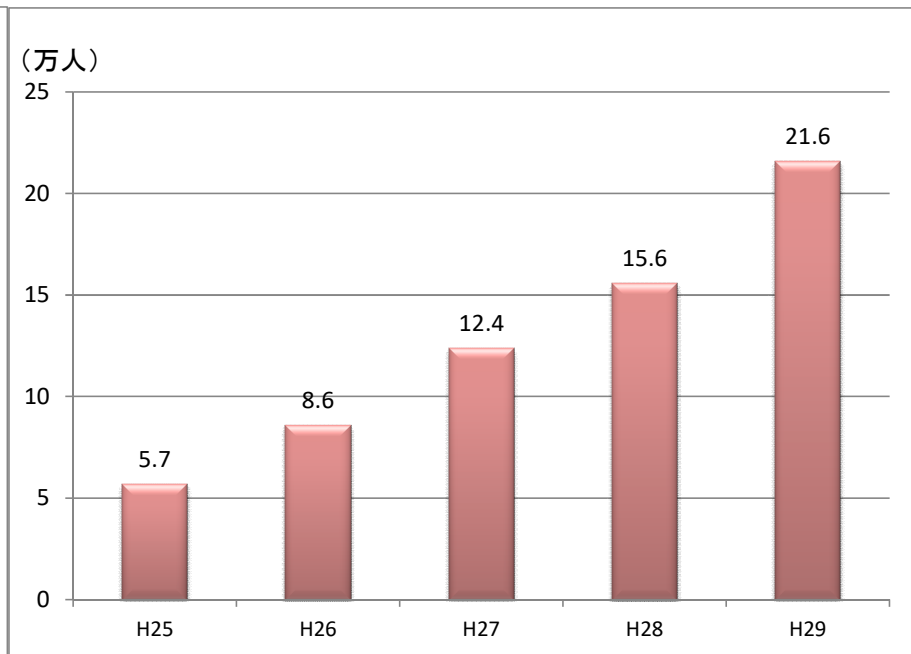
現状と課題

- 宿泊客数も増加傾向にあり、平成29年は平成25年の約1.2倍となっており、観光客数の伸び率(約1.1倍)を上回っていることから、滞在型観光地へ変化を遂げつつあると考えられる。
- 外国人の宿泊客数も同様に増加傾向にある。
- しかしながら、観光客に対する宿泊客数は未だ約15%(外国人観光客については約32%)に留まっており、宿泊者増へ向けた対策が必要である。

宿泊客数(実数)の推移



外国人宿泊客数の推移



資料:北九州市観光動態調査結果

3. 財政需要について

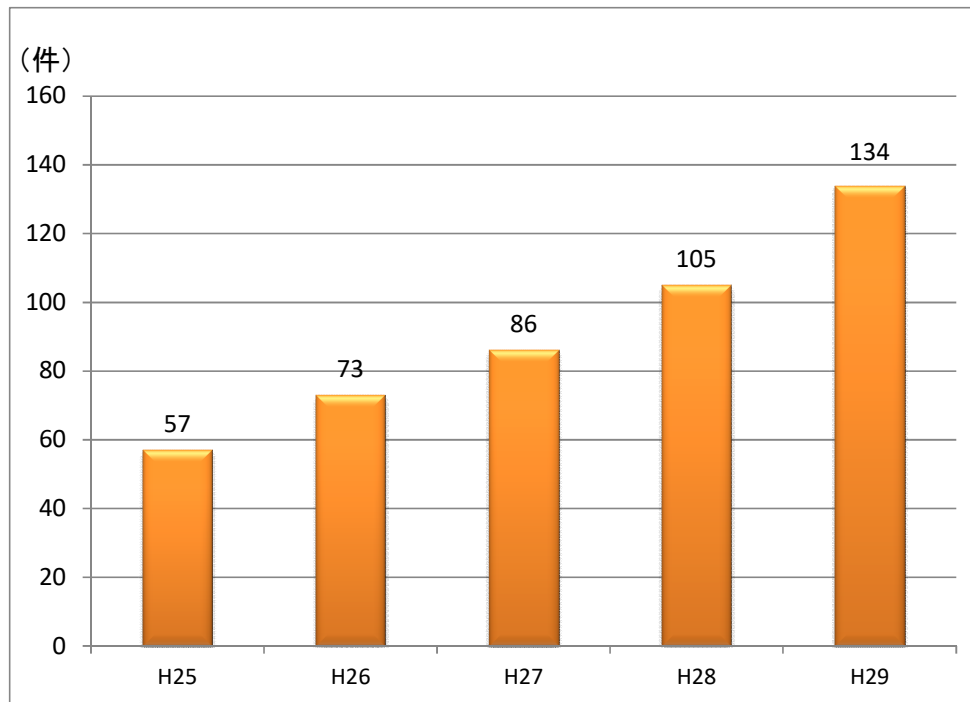
(1)北九州市の観光振興の現状と課題

③MICE開催状況の推移

現状と課題

- MICE開催件数も増加傾向にあり、平成29年は平成25年の約2.4倍となっている。
- 都市別開催件数においても、平成29年は全国8位となるなど、九州において福岡市に次ぐ順位であり、MICE都市としての認知度が飛躍的に向上していると考えられる。
- MICE参加者は、一般観光客に比べ一人あたりの消費額が多いため、地域経済に与える影響が大きく、さらなるMICE誘致策が必要である。

北九州市の国際会議開催件数の推移



日本国内の都市別国際会議開催件数の推移

順位	2013年 (平成25年)		2014年 (平成26年)		2015年 (平成27年)		2016年 (平成28年)		2017年 (平成29年)	
	都市名	件数	都市名	件数	都市名	件数	都市名	件数	都市名	件数
1位	東京(23区)	531	東京(23区)	543	東京(23区)	557	東京(23区)	574	東京(23区)	608
2位	福岡市	253	福岡市	336	福岡市	363	福岡市	383	神戸市	405
3位	横浜市	226	京都市	202	仙台市	221	京都市	278	京都市	306
4位	京都市	176	横浜市	200	京都市	218	神戸市	260	福岡市	296
5位	大阪市	172	名古屋市	163	横浜市	190	名古屋市	203	名古屋市	183
6位	名古屋市	143	大阪市	130	名古屋市	178	横浜市	189	横浜市	176
7位	千里地区	113	千里地区	104	大阪市	139	大阪市	180	大阪市	139
8位	神戸市	93	札幌市	101	神戸市	113	仙台市	115	北九州市	134
9位	札幌市	89	神戸市	82	札幌市	107	札幌市	115	仙台市	120
10位	仙台市	77	仙台市	80	千里地区	94	北九州市	105	札幌市	116
11位	北九州市	57	北九州市	73	北九州市	86	千里地区	85	千里地区	98
12位	つくば地区	51	つくば地区	66	広島市	59	広島市	76	広島市	87
13位	広島市	50	広島市	50	つくば地区	53	つくば地区	50	千葉市	57
14位	奈良市	31	奈良市	45	奈良市	36	千葉市	43	つくば地区	47
15位	千葉市	28	岡山市	33	岡山市	33	奈良市	39	金沢市	35
									岡山市	35

※1 千里地区とは、大阪府の豊中市、吹田市、茨木市、高槻市、箕面市エリアを指す。

※2 つくば地区とは、茨城県のつくば市、土浦市エリアを指す。

3. 財政需要について

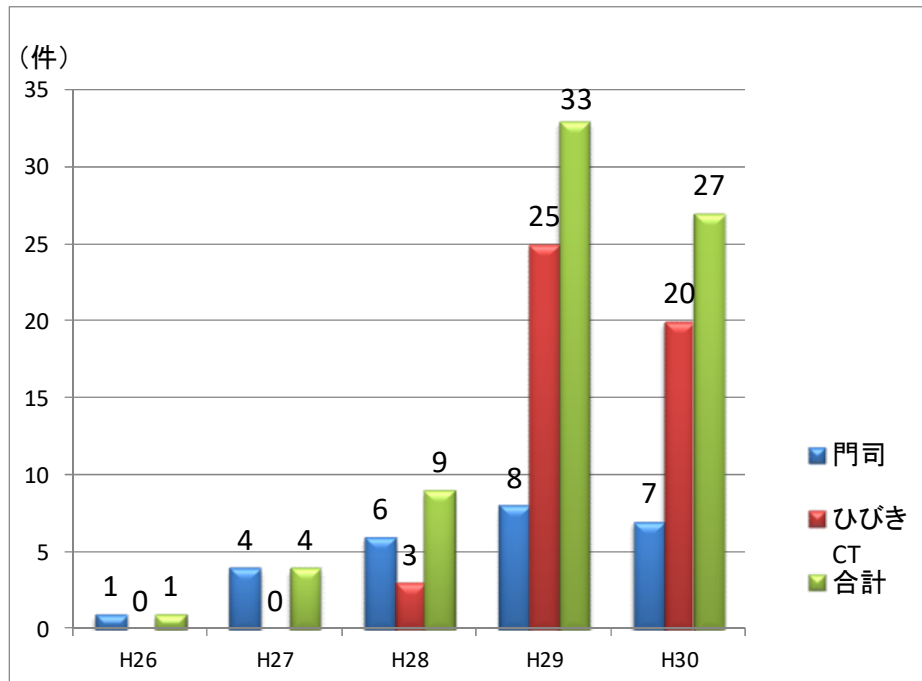
(1)北九州市の観光振興の現状と課題

④クルーズ船寄港回数の推移

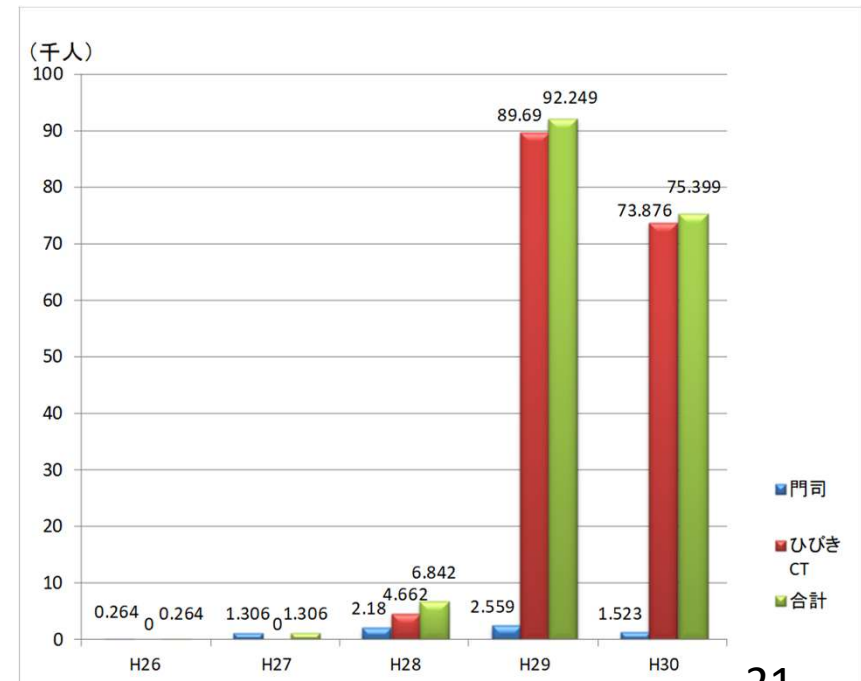
現状と課題

- クルーズ船寄港数について、平成30年に一旦減少したものの、平成31年(令和元年)は9月までで22回寄港予定があり、また、来年以降も既に寄港を予定しているクルーズ船があるなど、需要は衰えていないと考えられる。
- 平成29年度の北九州市の調査によると、クルーズ船乗船客一人あたりの消費額は32,126円と報告されており、クルーズ船の寄港は消費効果をもたらしている。
- 一方、近接する下関市や九州の各県、山陰・山陽地方でもクルーズ船誘致に力を入れ始めており、競争力を維持するため、受入環境整備と誘致対策強化が必要である。

クルーズ船寄港件数の推移



クルーズ船乗船客数の推移



資料:北九州市港湾空港局「クルーズ船寄港数」

3. 財政需要について

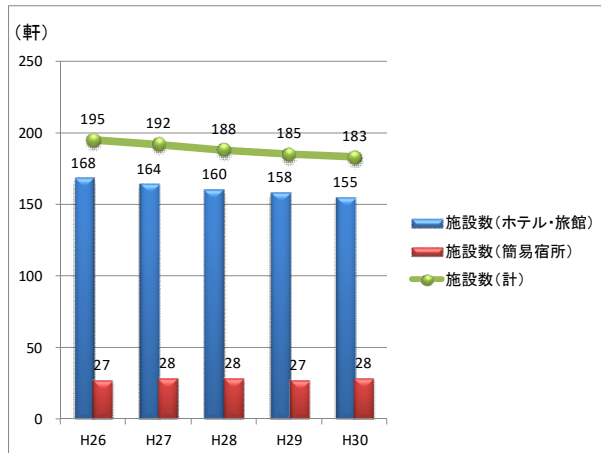
(1)北九州市の観光振興の現状と課題

⑤宿泊施設の推移(施設数)

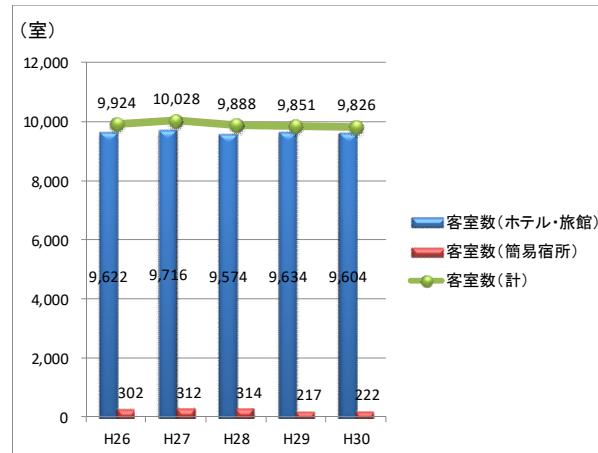
現状と課題

- 全体に、施設数は微減傾向にあるが、客室数、定員は横ばいとなっている。
- 定員と年間宿泊客数から算出した「定員稼働率」は、約59.9%となっており、平均(全国40.5%、福岡県55.2%)より高くなっている。(参考:観光庁「宿泊旅行統計調査」)
- 宿泊客数は今後も増加傾向にあると考えられるため、受入体制を強化し、より多くの宿泊需要を取り込む必要がある。

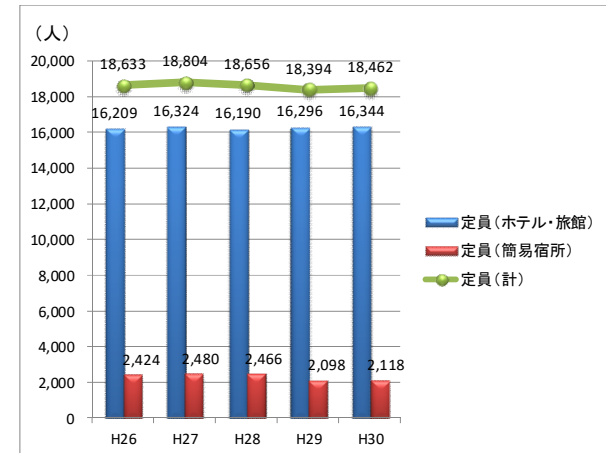
施設数の推移



客室数の推移



定員の推移



資料:北九州市 ホテル・旅館などの情報(施設数、客室及び定員)

3. 財政需要について

(1)北九州市の観光振興の現状と課題

⑥北九州空港の利用状況の推移

現状と課題

- 国内線について、就航路線(都市)数が増加しており、それに伴って利用者数も増加している。
- 国際線について、韓国を中心として就航路線(都市)数、利用者数とも近年飛躍的に上昇している。
- 九州のハブ空港とされる福岡空港は、IATA(国際航空運送協会)が指定する「混雑空港(レベル3)」に指定されており、また、運用時間も限られている。このため、福岡市をはじめとする九州各地へのアクセスが良く、24時間運用可能な北九州空港は、今後、さらなる新規就航、増便が見込まれる。
(令和元年6月大邱(テグ・韓国))

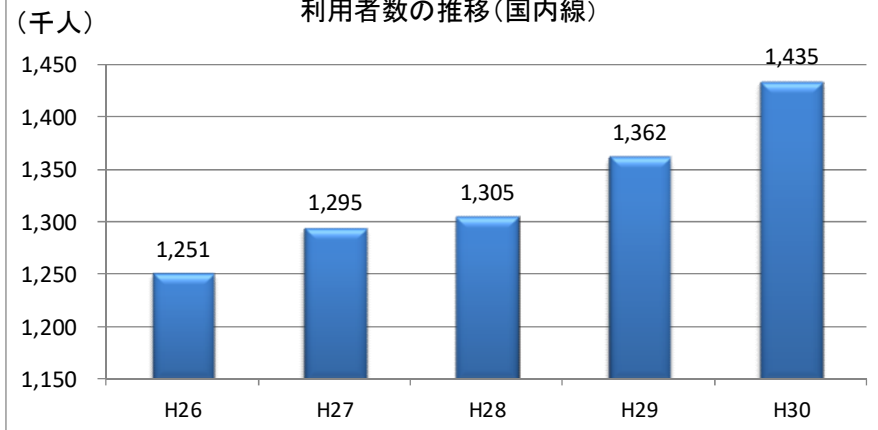
北九州空港の利用状況(国内線)

	H26	H27	H28	H29	H30
利用者数(人)	1,251,187	1,295,419	1,304,833	1,362,400	1,434,890
就航路線数	2	2	2	3	3
就航都市	東京 名古屋	東京 名古屋	東京 名古屋	東京 名古屋 那覇	東京 名古屋 那覇 静岡 <small>*名古屋便は H31.3.30まで</small>

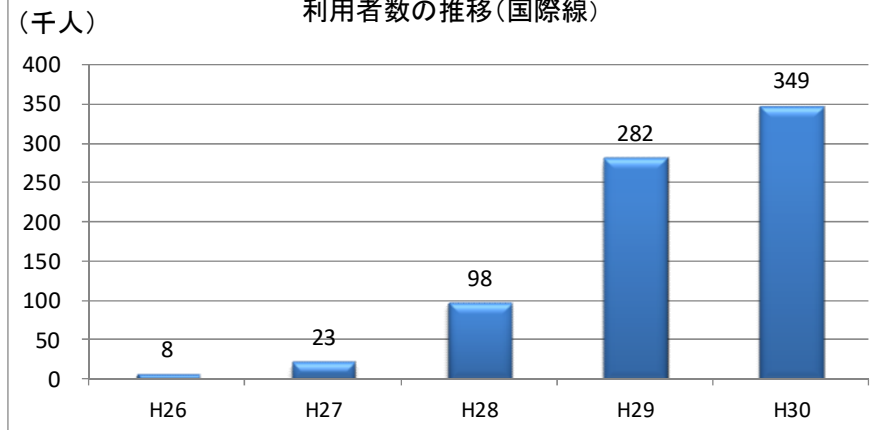
北九州空港の利用状況(国際線)

	H26	H27	H28	H29	H30
利用者数(人)	7,592	22,591	97,963	281,694	348,542
就航路線数	0	0	3	3	6
就航都市	チャーター便	チャーター便	釜山(韓国) 仁川(韓国) 大連(中国) <small>*チャーター便含む</small>	釜山(韓国) 仁川(韓国) 大連(中国) <small>*チャーター便含む</small>	釜山(韓国) 仁川(韓国) 大連(中国) 務安(韓国) 襄陽(韓国) 台北(台湾) <small>*チャーター便含む</small>

利用者数の推移(国内線)



利用者数の推移(国際線)



資料:北九州市港湾空港局資料

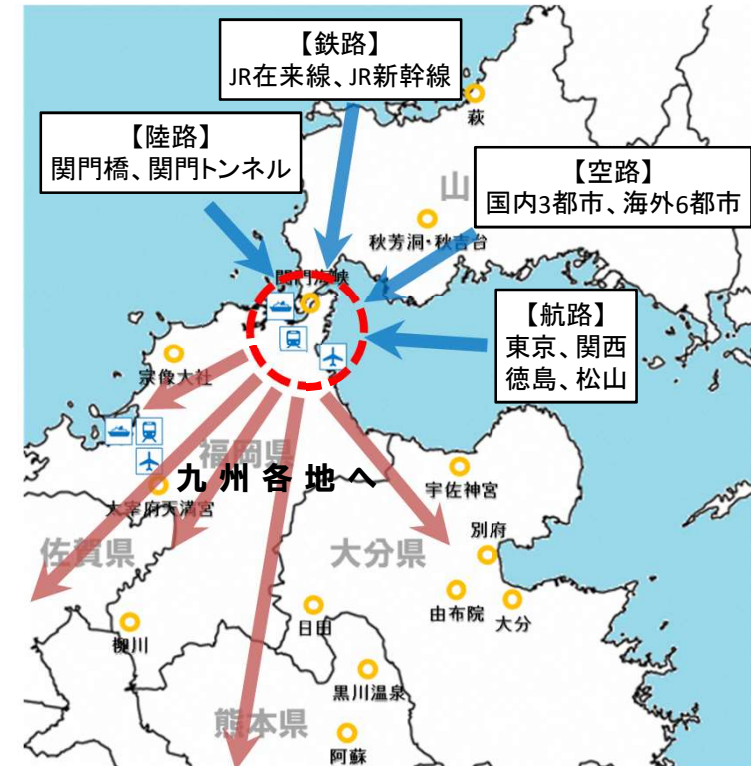
3. 財政需要について

(1)北九州市の観光振興の現状と課題

⑦九州のゲートウェイとしての北九州市(1/2)

現状と課題

- 北九州市は本州及び海外からの交通機関が多様に存在し、また、九州各地への交通機関も複数あるため、北九州市を九州での出発点とし、特に北部九州を周遊している様子が見受けられる。
- また、福岡市への移動手段は、JR(在来線、新幹線)に加え、1日100往復を越える高速バスも運行されており、利便性が高い。
- 北九州市を訪れた外国人観光客は、北九州市を起点に北部九州各地を観光している。
- 観光庁が認定する「温泉アイランド九州・広域観光周遊ルート」にも含まれている。
- このようなことから、北九州市は九州のゲートウェイとして高い機能を有していると考えられる。



小倉駅からの九州各地へのアクセス
【JR在来線】博多方面、別府・大分方面、田川方面
【JR新幹線】大阪・京都方面、博多・熊本・鹿児島方面
【高速バス】天神・博多方面(124往復/日)
大分方面(4往復/日)
熊本方面(3往復/日)
鳥栖方面(2往復/日)
長崎方面(5往復/日)

3. 財政需要について

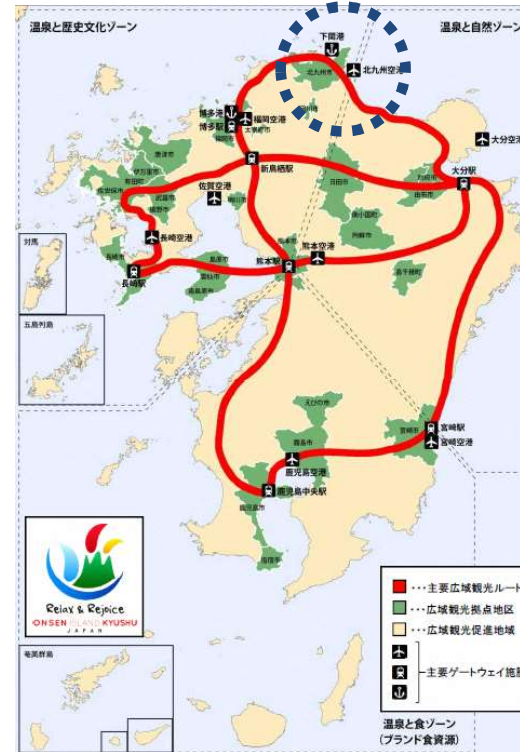
(1) 北九州市の観光振興の現状と課題

⑦九州のゲートウェイとしての北九州市(2/2)

北九州をゲートウェイとした観光客の九州北部における周遊イメージ



広域観光周遊ルート「温泉アイランド九州」



資料：観光庁「広域周遊観光ルート形成計画概要」

北九州市を訪れた外国人旅行者の主な行動パターン



資料：平成30年5月22日北九州市観光課「観光やMICEによる来訪者の消費喚起について」

3. 財政需要について

(1)北九州市の観光振興の現状と課題

⑧これまでの主な観光機能整備等の概要(ハード面)

施設整備関連(MICE)

MICE施設建設費(約216億円)

西日本総合展示場本館(昭和52年)、北九州国際会議場(平成2年)、西日本総合展示場新館(平成10年)

施設整備関連(観光)

門司港レトロ施設等整備費(約425億円)

「旧門司港三井倶楽部」等の歴史的建造物保存活用、関門海峡ミュージアムの整備 など

施設整備関連(観光)

小倉城周辺魅力向上事業費(約16億円)

小倉城天守閣展示リニューアル、小倉城のライトアップ、飲食物販施設整備 など

施設整備関連(世界遺産)

世界遺産眺望スペース等整備費(約1億円)

眺望スペースの整備・充実、トイレ・駐車場の確保、世界遺産の保全 など

施設整備関連(空港)

新北九州空港整備費(約129億円)

新北九州空港の整備に係る地元負担金(北九州市負担分)

施設整備関連(港湾)

新門司フェリーターミナル整備費(約2億円)

新門司フェリーターミナルの埠頭用地や関連施設の整備 など(令和元年度分)

3. 財政需要について

(1)北九州市の観光振興の現状と課題

⑧これまでの主な観光機能整備等の概要(ソフト面)

MICE関連

MICE開催助成金(約0.7億円/年)

大規模MICEの開催を助成

MICE関連

MICE施設管理費(約3億円/年)

西日本総合展示場(新館)、北九州国際会議場の指定管理料

案内所・施設関連

観光案内所運営に係る費用等(約0.4億円/年)

小倉駅、門司港駅、北九州空港

案内所・施設関連

観光施設管理運営に係る費用等(約5.5億円/年)

小倉城、小倉城庭園、平尾台、皿倉山、門司港レトロ など

クルーズ関連

クルーズ船受入・誘致に係る費用等(約1億円/年)

ひびきCT本部等設置業務、安全対策業務、シャトルバス運行業務、タグボート補助金 など

空港関連

北九州空港の新規路線就航促進に係る費用等(約7億円/年)

運行助成、PR活動、航空会社セールス、空港アクセス利便性の維持・向上、空港整備事業地元負担金 など

3. 財政需要について

(2)北九州市の財政状況

①歳入の状況

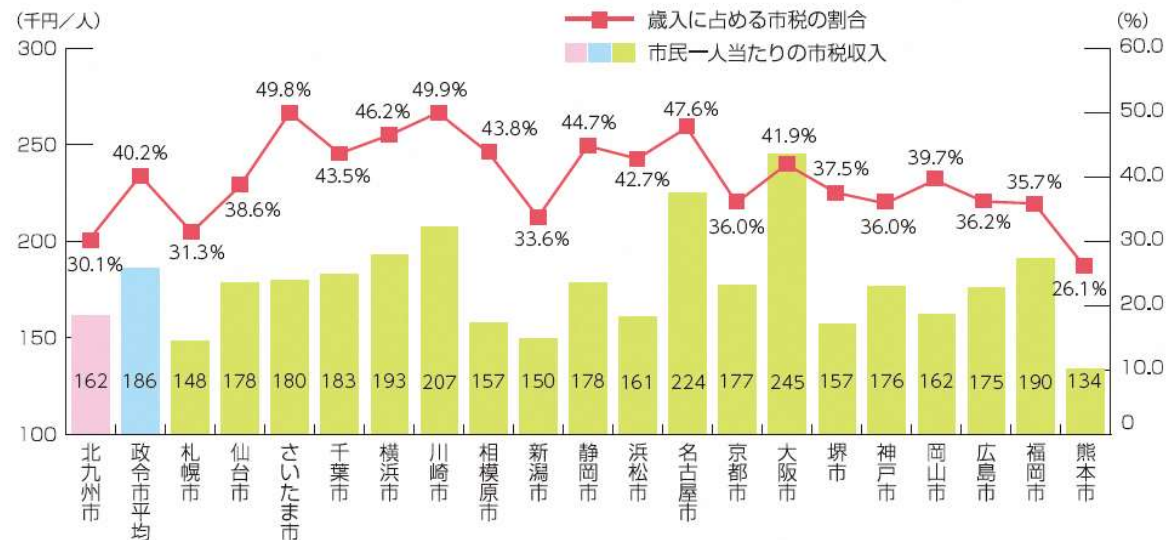
現状

- 市税は、政令市との比較で、市民一人当たり収入額が少なく、歳入に占める割合も低い。
- 歳入に占める市税の割合は30.1%となっており、政令市平均40.2%を下回り、政令市の中で低い方から2番目となっている。
- このようなことから、財政運営の自主性と安定性につながる自主財源の確保が重要な課題。

【市民一人当たりの市税収入と歳入に占める市税の割合(普通会計※3決算/平成28年度)】

～歳入に占める市税の割合は政令市中低い方から2番目～

市民一人当たりの市税収入は16万2千円で政令市中少ない方から7番目です。
歳入に占める市税割合は30.1%で政令市中低い方から2番目となっています。



資料:北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

3. 財政需要について

(2)北九州市の財政状況

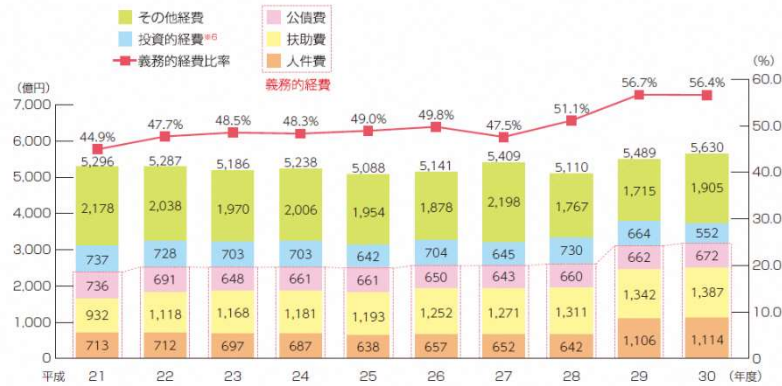
②歳出の状況

現状

- 人件費、扶助費、公債費の合計である「義務的経費」が年々増加しており、歳出に占める割合も高くなっている。
- 特に、扶助費に国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金・負担金を加えた「福祉・医療関係経費」が増加している。
- このようなことから、今後益々多様化する行政需要にいかに対応していくかが課題。

【一般会計歳出（性質別）の推移】～増加傾向の義務的経費～

扶助費等の増加によって、義務的経費は増加傾向にあります。



※平成29年度までは決算額、平成30年度は当初予算額

※平成29年度決算での義務的経費の割合は56.7%となっており、前年度と比べて大きく上昇しています。

これは、県費負担教職員の給与負担等の権限移譲に伴う給与費等の増加により、人件費が増加したためです。

【福祉・医療関係経費の推移】～増加し続ける福祉・医療関係経費～

扶助費に国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、負担金を加えた「福祉・医療関係経費」は増加し続けています。



※平成29年度までは決算額、平成30年度は当初予算額

資料：北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

3. 財政需要について

(2)北九州市の財政状況

③市債の状況

現状

- 地方交付税の振替である臨時財政対策費(*)の増加により、市債残高は増加傾向にある。
 - 借入と返済のバランスを考えながら、将来世代への負担が過大なものとならないよう、努める必要がある。
- * 臨時財政対策費・・・国の地方交付税の財源不足対策として、本来地方税で交付されるものの一部を地方債(臨時財政対策債)として各地方公共団体が借り入れ、その償還については、後年後に全額が地方交付税で措置されるもの。

【市債残高の推移(一般会計)】～市債残高(臨時財政対策債を除く)は、7,000億円台で推移～

地方交付税の振替である臨時財政対策債の増加等により市債残高は増加しています。



※平成29年度までは決算額、平成30年度は当初予算での年度末残高見込み

資料:北九州市財政局「わかりやすい北九州市の財政」

3. 財政需要について

(2)北九州市の財政状況

④中期財政見通し

現状

- 今後5年間の見通しについて、歳入はおおむね横ばいと推計している。
- 歳出は、人件費等の縮減に努めていく一方、少子高齢化の進展による社会保障関係経費や公共施設維持補修費の増加などにより、全体として増加するものと推計している。
- このようなことから、毎年の収支差が拡大する傾向にあり、収支改善を見込んだうえでも、年度末基金残高は、令和元年度見込額270億円から、令和5年度見込額128億円に減少すると推計している。

資料：北九州市財政局「北九州市中期財政見通し(令和元年5月改訂)」

財政状況のまとめ

- 本市は、自主財源である市税が相対的に少なく、大幅な伸びが見込み難い一方、社会保障関係経費等の増加が見込まれる。
- 今後も慎重な財政運営が必要な状況は継続し、益々多様化する行政需要にいかに対応していくかが重要な課題。
- こうした状況を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくためには、新たな安定的財源が必要となる。

(単位：億円)

項 目	令和元年度 当初予算	令和2年度 見込み	令和3年度 見込み	令和4年度 見込み	令和5年度 見込み
歳 入 合 計 ①	5,618	5,619	5,629	5,651	5,669
一 般 財 源 等	2,962	2,978	2,979	2,989	2,997
市 税	1,754	1,756	1,748	1,758	1,769
地 方 交 付 税 等 (臨時財政対策債を含む)	910	873	862	861	857
そ の 他 (県 税 交 付 金 等)	298	349	369	370	371
国 県 支 出 金	1,416	1,436	1,447	1,460	1,471
市 債 (臨時財政対策債を除く)	357	364	364	364	364
そ の 他	883	841	839	838	837
歳 出 合 計 ②	5,744	5,774	5,798	5,862	5,876
人 件 費	1,116	1,111	1,107	1,121	1,108
扶 助 費	1,446	1,476	1,494	1,512	1,530
公 債 費	676	685	693	719	722
うち臨時財政対策債を除く	505	514	511	530	514
投 資 的 経 費	631	650	650	650	650
維 持 補 修 費	85	87	88	89	90
繰 出 金	450	454	459	464	469
そ の 他	1,340	1,311	1,307	1,307	1,307
収 支 差 ③ (① - ②)	△ 126	△ 155	△ 169	△ 211	△ 207
決 算 に お け る 歳 入 増 ・ 歳 出 不 用 等 ④	106	100	100	100	100
収 支 改 善 見 込 額 ⑤	—	20	40	60	80
年 度 末 基 金 残 高 ⑥ (前年度末残高+③+④+⑤)	270	235	206	155	128

【参考】

福 祉 医 療 関 係 経 費 (扶助費+福祉医療関係特別会計への繰出金)	1,883	1,917	1,940	1,963	1,986
--	-------	-------	-------	-------	-------

3. 財政需要について

(3)北九州市の今後の観光振興に向けた施策の方向性

①北九州市観光振興プランの概要

現在の北九州市の観光振興に関する基本方針を定めたものが、平成26年5月に策定された「北九州市観光振興プラン～「北九州市に観光に行こう」と言われる観光都市を目指して～」で、計画期間は平成26年から令和元年の6年間である。ありたい姿を実現するための基本戦略として、6つのテーマを掲げている。

ありたい姿～本計画終了時に北九州市が目指すべき姿～

近い将来「北九州市に観光にいこう！」と言われる観光都市になる

コンセプト～観光振興に取り組む根本的な考え方～

キーワード：産業観光、近代化産業遺産、環境観光、サブカルチャーなど

歴史と文化のある5つの伝統を活かした観光テーマづくり
～5つの歴史と文化をもつ北九州市が観光地であるということを内外共に打ち出す～

「ありたい姿」を実現するための基本戦略の方向性

①北九州市＝観光都市としてのブランディング＜都市イメージ＞

- ・市内に向けた郷土愛醸成、おもてなし意識の醸成
- ・市外に向けたイメージプロモーションの実施

②北九州市ならではの地域資源の観光資源化＜資源の発掘・磨き上げ＞

- ・近代化産業遺産やサブカルチャー観光などの新規観光テーマの育成
- ・産業観光・環境観光など本市ならではの特徴的な観光テーマの磨き上げ
- ・重点磨き上げエリアの設定：門司港レトロ・関門海峡など

③セールスプロモーション戦略＜情報発信＞

- ・SNSなど新規双方向メディアや既存マスメディアの戦略的活用
- ・PR効果を高める北九州市観光大使やキャラクターの活用
- ・北九州市ならではのオンリーワン情報などの有効活用
- ・東九州自動車道沿線や来訪者意向を踏まえたターゲットエリアの明確化

④おもてなしの充実＜受け入れ体制の整備＞

- ・観光関連団体などとの連携による観光推進体制の強化
- ・おもてなし人材の育成、組織的サポート
- ・案内機能など着地サービスの充実

⑤MICE戦略＜都市型集客＞

- ・MICE誘致体制の強化
- ・環境・グルメなどテーマ別MICEの誘致促進

⑥インバウンド戦略＜東アジアからの誘客＞

- ・案内機能強化や環境整備による受け入れ体制の充実
- ・ターゲットエリアを意識したプロモーションの展開

3. 財政需要について

(3)北九州市の今後の観光振興に向けた施策の方向性

②北九州市観光振興プランの目標達成状況

状況

- 計画年度前であるが、観光地度以外のすべての項目で目標値を上回っている。
- ただし、計画策定時は、全国的な観光トレンドが下降傾向であると見込んでいたため、目標値についても基準年の110%程度と低めに設定されていた。
- 低めの目標であったとはいえ、計画期間中途での大幅に目標を達成していることは、北九州市の観光のポテンシャルが高いことを示し、より一層観光振興に取り組むことで、その実力をさらに引き出せると考えられる。

策定時(平成26年(2014年))

目標値：観光客数	2,460万人(基準年：2011年次：2,242万人)
宿泊客数	130万人(基準年：2011年次：119万人)
観光消費額	976億円(基準年：2011年次：888億円)
観光地度	45%(2013年調査結果：35.4%)

資料：平成26年5月「北九州市観光振興プラン」

平成29年(2017年)時点

実績値：観光客数	2,532万人(目標に対する達成率102.9%)
宿泊客数	186万人(目標に対する達成率143.1%)
観光消費額	1,434億円(目標に対する達成率146.9%)
観光地度	39.4%(*)(目標に対する達成率87.5%)

(*)観光地度のみ平成30年(2018年)北九州市観光指標調査

資料：北九州市観光動態調査結果

3. 財政需要について

(3)北九州市の今後の観光振興に向けた施策の方向性

③今後必要と考えられる取組(1/3)

基本戦略	取組内容	事業規模
【戦略①】 北九州市＝観光都市としてのブランディング ＜都市イメージ＞	戦略的な誘客促進プロモーションの推進 ロケ誘致、youtube等を活用したPRの実施 など	0.5億円
	都市イメージの醸成 テレビ番組などメディアを活用したイメージ醸成、SNS映えするロゴオブジェ等の設置 など	0.5億円
【戦略②】 北九州市ならではの地域資源の観光資源化 ＜資源の発掘・磨き上げ＞	門司港レトロリニューアル事業 旧門司三井倶楽部や旧大阪商船の耐震事業 など	5億円
	門司港レトロの魅力向上、観光推進等 ライトアップや夜間景観周遊バスの運行、情報発信や集客イベントの実施 など	3億円
	ニューツーリズムの推進 情報発信、販売窓口の設置、受入環境の整備 など	0.5億円
	世界遺産眺望スペースのPR等 イベントPR、構内見学バスツアーの再開 など	1億円

3. 財政需要について

(3)北九州市の今後の観光振興に向けた施策の方向性

③今後必要と考えられる取組(2/3)

基本戦略	取組内容	事業規模
【戦略③】 セールスプロモーション戦略 ＜情報発信＞	市内外への観光客の回遊性向上のための取組 関門連携、東・中九州観光ルート協議会(別府市・熊本市)、九州縦断観光ルート協議会(福岡市・熊本市・鹿児島市)などを通じたプロモーション事業 など	1億円
【戦略④】 おもてなしの充実 ＜受け入れ体制の整備＞	「まちあるき」の満足度向上整備 観光地のトイレ、Wi-Fi環境の整備 など	1.5億円
	空港から市内アクセスの強化 小倉駅ー北九州空港間エアポートバスの増便 など	1.5億円
	空港内の案内表示の刷新 デジタルサイネージ、バス乗り換情報システム等の設置 など	0.2億円
	新門司フェリーターミナル整備費 新門司フェリーターミナルの埠頭用地や関連施設の整備 など	2億円
	観光案内機能の強化 観光案内所リニューアル、案内看板の多言語化等の実施 など	3億円

3. 財政需要について

(3)北九州市の今後の観光振興に向けた施策の方向性

③今後必要と考えられる取組(3/3)

基本戦略	取組内容	事業規模
【戦略⑤】 MICE戦略 ＜都市型集客＞	MICE施設の大規模改修 北九州国際会議場、西日本総合展示場の大規模改修	4億円
	MICE開催助成の拡大 助成の拡大、推進体制の強化 など	1.5億円
【戦略⑥】 インバウンド戦略 ＜東アジアからの誘客＞	宿泊施設へのインバウンド対応支援等 キャッシュレス推進、トイレ洋式化・バリアフリー化(公衆トイレ含む)、 WiFi環境整備、宿泊助成 など	1.5億円
	インバウンド誘致に向けた情報発信の強化 HPの更新、動画の作成、SNSでの発信、ウェブメディアの活用、FAMツ アーの実施 など	1億円
合 計	ハード面	14.2億円
	ソフト面	13.5億円

※ 本資料は、今後必要な財政需要を試算したものであり、宿泊税を財源とした具体的な事業内容は、各年度の予算編成時に検討していく。

3. 財政需要について

(3)北九州市の今後の観光振興に向けた施策の方向性

【参考資料】国の補助制度

宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業

※本補助金は「宿泊施設インバウンド対応支援事業」から「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」に名称変更しました。



全国各地の観光地において、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施するWi-Fi整備、トイレの洋式化、案内表示の多言語化等の基本的なインバウンド受入環境整備の取組を支援する。

※赤字は2018年度からの変更点

1. 補助対象事業

共用部における①～⑦の基本的なインバウンド受入環境整備を支援する。
ただし、**①～③を完備する客室の整備を行う場合は、客室における整備も支援する。**



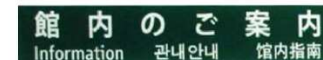
①Wi-Fi環境の整備



②トイレの洋式化



③多言語対応を図るための整備（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化）



④決済端末の整備



⑤自社サイト多言語化



⑥ムスリム受入マニュアル作成

⑦その他訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に宿泊できる環境を整備するために必要な整備

2. 補助率及び上限額

1 / 3 補助 1 宿泊事業者当たり **上限150万円**

3. 補助対象事業者

旅館業法の営業許可を得た宿泊事業者（旅館・ホテル等）

※宿泊事業者（5以上）による協議会が「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定・申請を行う。
ただし**一定の要件を満たす場合は1者のみ**で「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」を策定・申請できることとする。

4. その他要件について

過去に本補助金の交付を受けた宿泊事業者は対象外。ただし、**一定の要件を満たす場合は再申請を可**とする。

※上記内容は2019年4月17日現在のものであり、今後変更となる場合があります

3. 財政需要について

(3)北九州市の今後の観光振興に向けた施策の方向性

【参考資料】国の補助制度

宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業（要件の変更点）



項目	2018年度	2019年度	
		変更点	一定の要件の内容
「訪日外国人宿泊者受入体制拡充計画」の策定・申請主体	宿泊事業者5以上による協議会	<u>一定の要件を満たす宿泊事業者は、1者のみでも可</u>	一の宿泊事業者が地域のDMOや自治体と連携して、地域の訪日外国人の宿泊者数を向上させるための具体的な取組を行っていること。 (過去3年以内に取り組んだこと又は今後1年以内に取り組むことに限る)
補助金額	補助金額上限100万円	<u>補助金額上限150万円</u>	-
整備箇所	共用部における整備のみ	<u>①～③を完備する客室の整備を行う場合は客室における整備も支援する。</u>	同一客室内において、 以下の①～③の全て又はいずれかを整備すること により、客室内における①～③が完備されること。 ①Wi-Fi環境 ②トイレの洋式化 ③多言語対応を図るための整備（国際放送設備の整備、タブレット端末の整備、館内案内表示の多言語化等）
再申請の可否	過去に本補助金を受けた宿泊事業者は対象外	<u>一定の要件を満たす宿泊事業者は再申請可</u>	以下の3要件を満たすこと。 ①過去5年間で、Wi-Fi環境や洋式トイレなどのインバウンド受入環境を計画的に整備していること ②補助金を受けずに自主的に、外国語対応スタッフの雇用や海外OTAの活用などの独自のインバウンド受入策を講じていること ③過去に本補助金を受けた後に、訪日外国人宿泊者数が増加していること

※下線部は変更点

3. 財政需要について

(3)北九州市の今後の観光振興に向けた施策の方向性

④宿泊税を財源とする取組の考え方

今回導入を検討している宿泊税は、その用途を特定して徴収する「目的税」である。したがって、宿泊税を財源とする施策や事業の考え方について、次の視点から整理した。

考え方①

北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する

視点 宿泊税による税収の利用目的は「観光振興」であるため、原則として、北九州市の観光振興の基本方針を定めた「北九州市観光振興プラン」に基づいた施策に充当されるべきである。

考え方②

今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する

視点 宿泊税は、北九州市の将来にわたる観光の発展を維持、促進させるものであるため、今後の観光動向等を注視し、適切な投資を行うことが必要である。また、北九州市は九州における玄関口ともなる都市であるため、九州全体への波及効果も意識しつつ、取組を進めるべきである。

考え方③

既存施策への単純な充当は行わない

視点 宿泊税は、これからの観光振興のために導入するのであるから、これまでの取組に充当するのは適切でない。したがって、新規事業や既存施策の拡充などに充当されるべきである。

4. 税以外の適切な手法の検討

4. 税以外の適切な手法の検討

(1) 税以外の財源確保の手法(1/2)

種類	内容
地方税	<p>地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。(例: 宿泊税 など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 目的税: 特定の費用のために課される税 ● 法定外税: 地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模 : 対象者の設定により規模の確保が可能 ◆ 安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能 ◆ 受益と負担 : 受益者を広く設定し、負担を求めることが可能
分担金	<p>地方公共団地が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に地益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。(例: 土地改良事業分担金 など)</p> <p>* 分担金と負担金の違いは、主に根拠法令の違い</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模 : 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆ 安定性・継続性 : 特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆ 受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
負担金	<p>1. 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。</p> <p>2. 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。(例: 下水道事業受益者負担金 など)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模 : 受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的 ◆ 安定性・継続性 : 特定の事業に係るため安定的であるが、継続的な確保は難しい ◆ 受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある

4. 税以外の適切な手法の検討

(1) 税以外の財源確保の手法(2/2)

種類	内容
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の利用に対し、その反対給付として徴収するもの。(例: 市民ホールの使用料 など)
	◆規模 : 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ◆安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。(例: 住民票の発行手数料 など)
	◆規模 : 施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的 ◆安定性・継続性 : 安定的・継続的な確保が可能 ◆受益と負担 : 受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
寄付金	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭または特定の財産の給付を受けるもの。(例: ふるさと納税、協力金 など)
	◆規模 : 対象者の設定により規模の確保が可能 ◆安定性・継続性 : 善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保は難しい ◆受益と負担 : 善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない

考え方

- ◆分担金(負担金)、使用料、手数料とも、明確な受益と負担の対応関係が必要であるが、観光振興においては、その様々な形態があることから、関連付けが容易ではない。
- ◆寄付金については、安定的な財源とは言い難い。
- ◆これらのことから、税以外の財源確保の手法は適当ではないと考えられる。

5. 課税要件等の検討

5. 課税要件等の検討

※福岡県は条例可決前、福岡市は総務省同意前の内容

(1) 納税義務者・課税標準

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県(案)	福岡市(案)
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設 ・国際戦略特区法上の特区民泊施設	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法上のホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法上の民泊施設
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊料金	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
課税免除	なし	なし	小・中学校、高校の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 (修学旅行生の誘致の推進が将来にわたる観光客の獲得につながり、京都経済の活性化に寄与するため)	なし	・小・中学校、高校の修学旅行生、研修旅行生及び引率教員 ・職場体験又はインターンシップのために宿泊する中学生、高校生、専門学校生及び大学生 (インターンシップ生の受け入れ促進のため)	なし	なし

納税義務者・課税標準に対する考え方

- ◆宿泊客は、宿泊施設の形態にかかわらず、行政サービスを楽しむ程度は変わらないため、公平性の観点から、すべての宿泊者を対象とすることが望ましい。
- ◆行政サービスの享受の程度は、宿泊数によるところが大きい。
- ◆課税免除については、修学旅行生等を対象としている自治体も見受けられるが、福岡県が課税免除しない予定であるため、宿泊事業者の事務負担等も考慮の上、慎重な検討が必要である。
- ◆なお、クルーズ船は旅館業法の適用対象となっていないため、宿泊税の課税客体とはならない。

5. 課税要件等の検討

(2) 徴収方法・特別徴収義務者

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県(案)	福岡市(案)
徴収方法	・特別徴収 特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する	同左	同左	同左	同左	同左	同左
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者

※特別徴収義務者の欄の記載は、各自治体の条例の規定をそのまま記載しているため内容が異なっているが、実際の特別徴収義務者は各自治体でほぼ同様である。(東京都:民泊は対象外、大阪府・福岡県:特区民泊も対象)

徴収方法・特別徴収義務者に対する考え方

- ◆ 宿泊者から個別に徴収することは現実的ではなく、また、先行導入事例すべてが特別徴収としている。
- ◆ 特別徴収義務者は、基本的には宿泊事業者とすることが適当である。

5. 課税要件等の検討

(3) 税率(税額)・免税点

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県(案)	福岡市(案)
税率(税額)	<p>1人1泊について、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円</p> <p>※宿泊料金に応じた負担の公平性に配慮しながら、できるだけ簡素な税制度とした</p>	<p>1人1泊について、宿泊料金が ①7千円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円</p> <p>※徴税コストや納税者の負担感等を総合的に勘案し、できるだけ簡素な税制とした</p>	<p>1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円</p> <p>※担税力に見合った税負担、事業者の負担軽減、できるだけ簡素な税制という観点から総合的に判断</p>	<p>1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円</p> <p>※納税や徴収にかかる負担にも十分配慮したうえで、簡素でわかりやすい制度とした(京都市の要件を参考)</p>	<p>1人、1部屋または1棟の宿泊料金の2%</p> <p>※宿泊事業者から定率制への要望があったことや、地域の宿泊形態の特性への配慮などにより、定率制に設定</p>	<p>・1人1泊につき200円</p> <p>※必要な財源規模の確保や先行自治体と比較して過重な負担でないことから設定 ※宿泊に対して税を課す市町村の区域内にある宿泊施設は、1人1泊につき100円 ※福岡市域内の宿泊施設は、1人1泊につき50円</p>	<p>・1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円</p> <p>※必要な財源規模の確保や、宿泊料金の多寡を反映できる仕組み、さらに、京都市及び金沢市の税率を踏まえて設定</p>
免税点	<p>1万円</p> <p>※都内宿泊施設の平均的な宿泊単価(約1万円)を参考に設定</p>	<p>7千円</p> <p>※当初は1万円と設定していたが、7千円に引き下げた</p>	なし	なし	なし	なし	なし

税率(税額)・免税点に対する考え方

- ◆特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担も考慮の上、簡素な制度とすることが望ましい。
- ◆宿泊料金に関わらず、行政サービスを享受する程度は変わらないため、広く課税し公平性を確保することが適当である。(ただし、高額な宿泊料金を支払う宿泊者に対しては、応分の負担を求めるという観点から、税率区分を設けることも考えられる。)

【論点】①広く公平な課税、②応分の負担、③宿泊事業者の事務負担、④対象部屋数

- ◆福岡県との二重課税を考慮し、原則として、宿泊者の負担は200円以内とすることが必要である。(他の自治体と比較し、過重な負担ではないと思われる。)

5. 課税要件等の検討

(4) 課税期間

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県(案)	福岡市(案)
課税期間	5年ごとに見直し	同左	同左	同左	同左	条例施行後3年・ その後は5年を目 途に見直しを行う 規定有	福岡県に同じ

課税期間に対する考え方

- ◆定期的に税の在り方を検証することが必要である。
- ◆先行導入事例はすべて5年ごととしている。
- ◆福岡県と見直し時期が異なる場合、福岡県と北九州市で制度が異なる時期が生じるため、特別徴収義務者に負担がかかる可能性が考えられる。

(5) 入湯税の制度改正

課税団体	東京都	大阪府	京都府京都市	石川県金沢市	北海道倶知安町	福岡県(案)	福岡市(案)
制度改正 の内容			なし	なし	なし		宿泊1人1泊あたり ¥150⇒¥50

入湯税の制度改正に対する考え方

- ◆入湯税は宿泊税とは用途・目的や課税客体が異なる。
- ◆市民共有の地下資源を利用しており、相応の負担が考えられる。
- ◆京都市及び金沢市においては、入湯税の改正を行っていない。